

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和8年1月22日(木)
第30号

◆放課後等デイサービスとは◆

放課後等デイサービスは、2012年4月から児童福祉法に位置づけられた障害福祉サービスです。6歳から18歳の障害や発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できます。主な活動内容は、個別療育や集団活動で以下の活動を組み合わせ、自立支援と日常生活の充実を図っています。

①自立した日常生活を営むために必要な練習

掃除や料理などの日常生活で必要な能力の育成、漢字や計算、宿題などの学習、ソーシャルスキルトレーニングや集団で行うトレーニングによるコミュニケーションスキルの向上などを行っています。



②作業活動や創作的活動

就労を見据えて、パソコンの作業訓練を行っている施設や粘土による造形、書道、絵画などの創作活動を行っている施設もあります。

③地域交流の機会の提供

障害がある子どもの社会経験や生活経験が豊かになるように、地域交流を積極的に行っている施設もあります。特に、土曜日を利用して、水族館や工場などへの見学を実施している施設もあります。



④余暇の提供

障害がある子どもの放課後の居場所として、リラックスできる空間を提供しています。また、運動やダンス、楽器を習うなどのプログラムを実施している施設もあります。

以上の活動内容の他に、保護者に対して社会的に支援する側面もあります。具体的には、

- ・子育ての悩みなどに対する相談を行う。
- ・「生きる力」の育成及び支援を行う。
- ・保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行う。

これらの支援は、レスパイトの意味も持っています。

※レスパイトとは

子どもたちが、放課後等デイサービスを利用している時間に、保護者が普段できないことをしたり、自分のために時間を使ったりすることで、素直に我が子と向き合えたり、前向きに物事が捉えられるようにすることです。

◆『放課後等デイサービス』利用の流れ◆

利用希望の『放課後等デイサービス』が決まりましたら、「進路だより16号」でお伝えした特定相談支援事業所と契約をした上で、『放課後等デイサービス』の利用にあたって必要となる受給者証の申請のために、障害児支援利用計画を作成してもらいます。そして、居住区の役所窓口に障害児支援利用計画を提出し、受給者証の申請を行います。受給者証交付後、利用したい『放課後等デイサービス事業所』との利用契約を結び、利用開始となります。